

# 琉球大学学術リポジトリ

## 親密圏における暴力の犯罪化の意義とその困難さの克服方法に関する一考察(1)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2021-10-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 矢野, 恵美, Yano, Emi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/49905">http://hdl.handle.net/20.500.12000/49905</a>

## 親密圏における暴力の犯罪化の意義とその困難さの 克服方法に関する一考察（1）

矢野 恵美

### 一 はじめに：親密圏における暴力は他の暴力と何が違うのか

親密圏における暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス<sup>1</sup>（以下「DV」）は他の暴力と何が違うのだろうか。

まず、第一に発生する場所が密室であるという点である。これは物理的な密室性と、関係性の密室性を含む。ドメスティック (Domestic) という語が、「ドーム」の中という意味から来ていることからわかる。物理的な密室性においては、「Behind Closed Doors（閉ざされたドアの向こうで）」という言葉が代名詞となっているように、DV は基本的に他人からは見えない場所で行われる（児童虐待も同様）。そのため、バタラー（暴力をふるう人）は、「表では良い人」と言われることも多く、誰にも知られずに暴力が進行するため、被害者は追い詰められていくことになる。関係性の密室性は、パートナー関係が他の関係性とは異なることから生じる。肉親とは違い、他人同士であるがゆえにそこには愛情に代表される特別な結びつきがあり、この関係の中で暴力が起こっても、関係性を絶つことができず、暴力から逃れられないことがある。親兄弟姉妹、さらには子どもがいても、パートナー以外の他の者では埋められない特別な愛

---

1 本稿では、親密圏における暴力と DV を同一のものとする。ドメスティック・バイオレンスには確定的な訳語はないが、内閣府男女共同参画室 HP には「英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。（後略）」とあり、本稿もこれに準ずる。日本の DV 防止法は、元の関係は含むものの「配偶者からの暴力」という言葉を使っており、かなり狭い内容となっている。批判を受け徐々に拡大してきたが、現在も、いわゆるデート DV は含んでいない。又、現在の日本では同性婚ができないため、DV 防止法の実事婚が同性婚が含むかについては未だに議論がある。

情関係がある。

次に、関係性の密室性ともかわるが、パートナー関係は、本来は人間が安らぎを求める関係であり、ここで暴力がふるわれてしまうと、人には逃げ場がないということである。同居しているか否かによって、物理的な逃げ場のなさには強弱があるかもしれないが、ここはいわゆる人の「プライベート（私的）」な場であり、「オフィシャル（公的）」な場である職場や学校等でつらいことがあった時に逃げ帰る場所である。ここで暴力がふるわれてしまうと、もう逃げ場がないという点は児童虐待と共通である。

外見上、あるいは婚姻している場合、法的にはカップルの両者は対等な関係である。しかし、実際には上記のように閉じた関係性の中で、又、パートナー間と言う本来は安らぎの場で、継続して暴力が行われることにより被害者は自尊心や自立心を奪われていく。そこにあるのは暴力（身体的暴力に限らない）による「支配」であり、加害者と被害者の関係は「対等」ではない。人を暴力によって支配することが可能であることは世界的に共通の認識となっている。DVに関する代表的な対応である1980年台に米国ミネソタ州で提唱されたドゥールースモデルでは「パワーとコントロールの車輪」という概念が使用されてきた<sup>2</sup>。この関係においては「嫌なら逃げればよい」という考えはあてはまらない。通常の自己決定ができず、対等でなく支配された関係の中で起こる暴力を、対等な人間関係の中で起こる暴力と同じに考えることはできない<sup>3</sup>。これが第三の特徴である。

次に、DVが「女性に対する暴力」という側面をもつということがある。世界的に男性と女性の地位は不均衡であり、女性に対する差別全般についての非常に重要な条約である「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women）」（以下「女性差別撤廃条約」）が1979年12月18日第34回国連総会

---

2 <https://www.theduluthmodel.org/>

3 沼崎一郎『なぜ男は暴力を選ぶのか—ドメスティック・バイオレンス理解の初歩』かもがわ出版（2002年）、草柳和之『ドメスティック・バイオレンス 新版—男性加害者の暴力克服の試み』岩波書店（2004年）、山口のり子『DV（ドメスティック・バイオレンス）あなた自身を抱きしめて—アメリカの被害者・加害者プログラム』梨の木舎（2005年）等。

において採択（賛成130、反対0、棄権11）され、1981年9月3日に発効し、日本は1985年6月25日に批准している。女性差別撤廃条約の条約本文の中には「女性に対する暴力」の記載はないものの、その問題意識は存在しており、1992年に出された一般勧告第19号は「女性に対する暴力」について書かれている。翌年の1993年には、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言（国連総会決議48/104）」が採択されている。本宣言では、その第1条において、「女性に対する暴力」を「ジェンダーに基づく暴力（gender-based violence）であって、女性に対して身体的、性的、若しくは心理的な危害又は苦痛となる行為、あるいはそうなるおそれのある行為であり、さらにそのような行為の威嚇、強制もしくはいわれのない自由の剥奪をも含み、それらが公的生活で起こるか私生活で起こるかを問わない。<sup>4</sup>」と定義し、DVは私生活で起こる「女性に対する暴力」の典型例と考えられている。日本では特に性別役割分担意識の強さから（2019年の内閣府男女共同参画局の調査においても女性の31.1%、男性の実に49.4%が「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに対し、賛成又はどちらかという賛成と回答している）、家事・育児・介護は女性に割り振られ、夫が妻に暴力をふるうことにも寛容な態度が取られてきた。婚姻関係に至った場合には、未だに結婚、出産で仕事を辞める女性もおり、経済的に自立できないことから、DV被害にあっても逃げられなくなってしまうこともある。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（2001年法律第31号）」（以下「DV防止法」）前文にも、「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」と書かれている。そもそも精神的DVの中の経済的DVによって、被害者が経済的に自立できないように仕向けられていることも多々ある。DVは男性から女性に対する物だけではないが、「女性に対する暴力」である場合には社会の中で容認されてきた経緯がある。ただ、実は「性別役割分担意識」は男性被害者に声をあげにくくさせ、日本の場合は、同性カップルも声をあげにくくなっていることも見落としてはいけない。

---

4 <https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/cyukan/sankou-5.html> の訳を参照した。

最後は、DVが継続する関係性の中で、継続して行われるということである。最初に述べたように、他人に見えない所で長い時間をかけて被害者は痛めつけら続ける。長い時間をかけて被害者の心を蝕み、被害を大きくする。この点は児童虐待と共通である。この継続するDVの中のいくつかの行為が刑法犯に該当するとする。今の日本の刑法は、1つ1つの行為を認定する方法を取っているので、そもそも法定刑の短い犯罪行為では起訴猶予等になりかねず、仮に刑事裁判まで至ることができたとしても、被害者の受けた被害の大きさと、加害者に問われる刑事責任の大きさが全く見合わない結果になりかねない。確かにこの方法でも多くの犯罪行為が積み重なり、併合罪となればある程度の刑罰にはなるものの、法定刑の短い犯罪をいくら積み重ねても限界がある。継続性に注目して、いくつかの小さな犯罪が認定されれば1つの大きな犯罪（例えばDV罪）になるとするような方法を考える必要がある。この点こそが本稿の中心論点となる。

DVとその他の暴力は、上記のような点が異なっている。児童虐待との共通点も多い。しかし、児童虐待については、大人と子ども、保護する者と保護される者というように、暴力をふるう者とふるわれる者が対等でないことが明らかである。そのため、児童虐待の場合は発見者には通報義務が課され、通報者が医師、医療関係者の場合には守秘義務の例外規定も設けられている（児童虐待防止法第6条）。この裏には、児童が自力で虐待状況から逃げ出したり、外部に助けを求めたりすることは困難であるという認識がある。また、「子どもは親を選べない」と言われるように、好きでその関係性の中に身を置いているわけではないという前提がある。

これに対し、DVは、被害者と加害者に年齢差あったり、被害者が未成年者であったりする場合がないわけではないものの、基本的に自己決定権をもつ者同士が合意の上で築いた対等の関係の中で起こる暴力だと考えられている。そのため、被害者に対し、「なぜ逃げないのか」という問いが発せられ、被害者が責められるという事態が起こる。そして、医師、医療関係者に対しても、発見しても通報義務はなく、努力義務にとどまっている（DV防止法第6条）。これは、関係性を尊重していると言える半面、被害者は好きでその関係の中にいるという考えにつながる。

DV は必ずしも男性から女性に対するものだけではない。しかし、加害者による被害者の支配の構造が、その国のジェンダー不平等とかかわっていることが多いため、「女性に対する暴力」、「ジェンダーに基づく犯罪」と位置付けられてきた。

そこで、本稿では、日本のDVの現状を概観した後、ジェンダー不平等に取り組むことによってDV対策にも正面から取り組んできたスウェーデンの歩みを概観し、次稿につなげる。

## 二 日本におけるDVの現状

ここでは、まず、公的な統計に表れたDVの現状を見ていく。DVは婚姻関係内（「元」を含む）でのみ起こるわけではないし、同性カップル間でも当然に起こる。しかし、日本のDV防止法の定義との関係で、多くの公的犯罪統計は男女カップルのみが計上されている。

内縁を含む配偶者間における犯罪の被害者（検挙件数の割合）の状況を見てみると<sup>5</sup>、2019年には総数7784件でこのうち女性が被害者になっているものは89.7%であった。内訳をみると、暴行が4481件（うち女性89.9%）、傷害が2639件（うち女性91.7%）である。殺人は158件であり、被害者の46.2%が男性、53.8%が女性である。DV防止法が施行された2001年には総数はわずか1444件で女性が被害者になっていたのは92.3%であった。内訳は暴行が156件（うち女性97.4%）、傷害が1097件（うち女性97.1%）である。殺人は191件であり、被害者の60.7%が女性である<sup>6</sup>。

内縁を含む配偶者間における犯罪のうち、暴行の検挙件数は激増している。その裏には、社会一般のDVに関する認知度が高まり、「夫婦喧嘩は犬も食わない」とされた時代から、妻を殴ることは犯罪であるという認識が広まってきたことがある。事件が検挙されるようになった背景には、警察のDVに対する対応の変化も大きくかわっている。通報があつて現場に行っても、上述のように、「夫婦喧嘩は犬も食わない」は民事不介入として、加害者を逮捕等せず

---

5 令和2年版男女共同参画白書より

6 平成14年版男女共同参画白書より

に警察官が帰ってしまうケースが多かったが、事件として扱うようになっていった<sup>7</sup>。殺人は、人々の認識や、警察の対応によって認知件数や検挙件数が左右されない犯罪であるので、殺人の件数に激増がないということは、犯罪自体が増えているわけではなく、認識の変化によって通報が増え、認知件数、そして検挙件数が増えたということがわかる。また、検挙件数が増えなくても女性被害者の割合には大きな変化はないことから、DV の「女性に対する暴力」という実態に変わりがないこともわかる。ただ、殺人以外も男性の割合は少しずつ増えてきており、男性も被害にあうという認識も高まってきたと言える。

それでは、なぜ殺人では一貫して男性が被害者になることが多いのか。これについては、DV の被害にあっていた妻が、思い余って夫を殺害した場合が含まれるためと考えられている<sup>8</sup>。夫からの継続的な暴力により恐怖が積み重なり（累積的恐怖）、孤立感・無力感を高め、ここから逃げ出すには夫を殺すしかないと追い詰められて殺害するような場合が含まれ、被害者の加害者化と呼ばれる<sup>9</sup>。

日本では DV そのものが犯罪とはなっておらず、上記は DV のうち暴行罪、傷害罪、殺人罪のみが取り上げられている。以下では、内閣府の調査から、刑法上の犯罪にとらわれず、DV の被害についてみていく。2008 年の調査<sup>10</sup>では、これまでに結婚したことのある人（2435 人）のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者は、女性で 10.8%、男性で 2.9%、1 度でも受けたことが

---

7 平成 11 年警察庁丁捜一発第 47 号・警察庁丁地発第 28 号に始まり、平成 22 年 4 月 21 日警察庁丁生企発第 196 号・警察庁丁捜一発第 53 号等、多くの通達を出して、徐々に対応を強化していった。

8 安藤ヨイ子「ドメスティック・バイオレンス」の被害者と正当防衛の成否—DV 被害者が加害者となった刑事事件からの解放— ジェンダー法学会編『講座 ジェンダーと法 第 4 巻 ジェンダー法学が切り拓く展望』日本加除出版（2012 年）107 頁、齋藤実「DV における正当防衛の成否」法執行研究会編『法は DV 被害者を救えるか—法分野協働と国際比較』商事法務（2013 年）259 頁～ 260 頁等。

9 前掲註 8 齋藤実 260 頁等。

10 [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/h2103top.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h2103top.html)



ある者は、女性で33.2%、男性で17.7%となっている。2020年の調査<sup>11</sup>では、「何度もあった」とする者は、女性で10.3%、男性で4.0%、1度でも受けたことがある者は、女性で25.9%、男性18.4%となっている。刑法犯として扱われないDVを含むと、男性の被害の割合も相当に高いことがわかる。ここでは内縁関係を含むものの、法律上の配偶者をベースにしており、異性カップルのみが計上されている。

この調査では2008年に、DV防止法について、「法律があることも、その内容も知っている」という者は12.2%で、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」と回答した者が63.9%、「法律があることも、その内容も知らなかった」と回答したのが22.3%であった。2020年の調査では、それぞれ20.0%、67.7%、8.3%であった。暴行罪に該当する「平手で打つ」、「足で蹴る」について、「どんな時でも暴力である」と回答したのは2008年で58.4%、80.4%、2020年では82.2%。90.2%と大幅に上昇している。この認知度の増加、暴力と言う認識の増加が身体的暴力の検挙件数の増加にかかわっていると思われる。

この調査でさらに重要なことは、被害者のうち、その被害を「どこ（だれ）にも相談しなかった」者の割合である。2008年の調査では女性の53.0%、男性の77.2%、2020年の調査でも、女性で41.6%、男性では57.1%となっている。相談しなかった理由はいずれの年も、「相談するほどのことではないと思ったから」が57.4%と47.8%で最多、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」39.1%と32.6%であった。日本全体にDVを深刻なものにとらえない、被害者が自責の念をもつといった傾向がみられる。加害者が悪いにもかかわらず、被害者に自責の念をもたせるのはDV加害者の特徴であり、その点が被害者自身にも理解されていないとも言えるだろう。

なお、内閣府の調査では2005年から「交際相手からの被害経験」も問うようになったが当初は男女別には集計されているものの、相手が異性か同性かは聞いていなかった。2017年の調査で初めて交際相手の性別を聞くようになった。被害経験者のうち、交際相手が同性だと答えた割合は女性の0.5%、男性

---

11 [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/r02\\_boryoku\\_cyousa.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_boryoku_cyousa.html)



の1.0%だった。2020年の調査では、被害経験者のうち、交際相手が同性だと答えた割合は女性の0%、男性の3.6%だった。ここでようやく同性間のDVの存在が全国規模の調査で可視化されるようになった。

### 三 DVの犯罪化：刑法における犯罪の判断方法の問題点とDV犯罪化の意義

上記で見たように、DVとして毎年統計に表れているのは、男女共同参画白書における内縁を含む配偶者間における暴行、傷害、殺人のみである。DVには内閣府の分類にもあるように、身体的暴力、性的暴力、精神的暴力があるとされている。しかし、日本には「DV罪」があるわけではないので、全て従来の刑法犯にあてはめて犯罪化されることになる。身体的暴力にあてはまるものとしては脅迫罪、暴行罪、傷害罪、殺人罪があるが、その他、墮胎罪関係もある。脅迫、そして多くの墮胎罪はDVとかかわりがあるが、ここはそもそも暗数が多く、またDVとの関係では統計上あがってきていない。性的暴力には強制わいせつ、強制性交等罪があるが、性犯罪は配偶者間で行われる、かつて「夫婦間強姦」と言われた形態は、そもそも犯罪にはならないという見解が未だに刑法学者なお間に根強く残っており、なかなか事件化しない。精神的暴力の中には、侮辱罪、名誉毀損罪、器物損壊罪、脅迫罪、強要罪、PTSDに至れば傷害罪となるものもあるが、これらもそもそも暗数が多い上に、DVとの関係では統計にあがっていない。

日本ではDVは刑法の通常の犯罪で処理されているため、統計を取る際に加害者と被害者の関係を調べた場合のみ統計として知ることができる。そしてそれは大きな犯罪に限られている。又、犯罪統計そのものに暗数がつきものである上に、DVと言われる暴力の中には、「小さい犯罪」と評価されたり、親告罪であったりして、警察が扱わない（受理しない、又は起訴しない）ものも多い。

DVと言われるものの中には、日本では「犯罪」になっていないものも多い。例えば、暴言、どなりつける、経済的暴力（生活費を渡さない）、家族や友人とつきあわせない（強要罪として構成できるものは少ない）などは典型的なDVと言われながら、そもそも「犯罪」として扱うことができない。又、最大の問題は、「刑法」は一つ一つの「行為」を見て、一つ一つの犯罪を成立させ

ていくということである。DVはそもそも目撃者がいない密室で、小さな毎日毎日暴力が繰り返され、積み重なっていくことにその本質がある。その結果として、被害者は人格を否定され、人としての判断能力を奪われ、時にDV加害者を殺害するに至ってしまうこともある。しかし、現在の刑法でDVを裁こうとすれば、一つ一つは小さなものであり、犯罪にすらならなかったり、例えば事件化してもおよそ軽い罪となってしまうことになる。それは現行刑法には「継続する暴力」という視点が欠けているからである。これは、児童虐待、ハラスメントでも同様である。この犯罪の「継続性」という視点を見落とした判例の代表例としてあげられるのが、性的虐待事例ではあるが、2019年3月26日の名古屋地裁岡崎支部の判決（いわゆる「岡崎事件」）である。性的虐待などで抵抗ができない精神状態の当時19歳の実の娘と性交し、準強制性交等罪（その場での暴行・脅迫はなかったが、長年の虐待によって性行為について抗拒不能となっていた）に問われた。父親の性的虐待が中学2年生の頃からあったと認定されているが、問題となった19歳時の2回の性交については抵抗しておらず、被害者が抵抗不能な状態だったと断定するには合理的な疑いが残るとして無罪を言い渡した。ここでは、およそ5年にわたって性犯罪や虐待が行われていたことが認定されていながら、争点となったのは証拠が提出され起訴された19歳時の2回の性犯罪のみであった。その二時点における加害者の暴行・脅迫に焦点があてられたことによって被告人は無罪となった。この判決では虐待の「継続性」が見落とされた。この判決が「フラワーデモ」開始の一端となった。幸いに本件は高裁では、「継続性」が注目され、「長年に渡る暴力と性的虐待で抵抗する気力が無くなったのは明らか」として一審判決を破棄し、懲役10年の逆転有罪判決が言い渡され（2020年3月12日名古屋高判）、これは最高裁でも支持され、有罪が確定している（2020年11月4日最決）。

そもそもDVを犯罪化することで、DVが解決するのか、親密圏に警察が踏み込むことは許されるのかといった議論が長年なされてきた。しかし、その結果、日本ではすべての対策が「被害者が逃げる」ことをベースとすることになってしまい、定職をもち、仕事や職場が明らかな被害者は、大きな事件になるまで暴力に耐えるしかない、もしくは別れた後のストーカー行為に耐えるしかないという状況となっている。

そこで、長年にわたる暴力はその「継続性」に着目した立法による犯罪化が求められることになるが、これは日本の刑法の根幹にかかわる問題であり、容易ではないと思われる。

## 四 スウェーデンにおける取組

### 1 DV 罪の創設

スウェーデンでは、上記、DVの「継続性」に着目した新しい犯罪類型の創設に正面から取り組んだ。それが1998年の女性の安全法（1998年法律第393号）で創設された「女性の安全に対する重大な侵害罪（以下DV罪）」である。1993年に「女性に対する暴力委員会」が指名され、1995年に報告書『女性の安全<sup>12)</sup>』が出され、それを受けて1998年に法改正がなされ、施行（一部1999年）された。1995年の国連北京女性会議、女性に対する暴力の撤廃に関する宣言の動きと連動して、「親密圏における、男性から女性への暴力」に照準を当てたものである。スウェーデンでは1984年に条文のジェンダー・ニュートラル化が行われ、例えば性犯罪について、それまでは日本の強姦罪（刑法第177条）同様、男性から女性への性交を最も重い犯罪類型としていたが（刑法第6章第1条）、ジェンダー・ニュートラル化によって、男性も被害者になりうることとなった。しかし、DV罪では、あえて「親密圏における、男性から女性への暴力」という形で性別を特定した条文を設けた。

「女性の安全法」は包括的な法律で、これによって刑法やその他の法律を改正するというものであり、「女性の安全法」という独立した法律が存在するわけではない<sup>13)</sup>が、この女性の安全法の動きの一環として刑法改正がなされ、そこで刑法第4章第4条a第2項にDV罪を新設した<sup>14)</sup>。現在の条文は、下記のようになっている。

刑法第4章第4条a

親しい関係にある、又はあった者に対して、繰り返し、第3章（生命と健

---

12 SOU1995:60 *Kvinnnofrid*.

13 日本の2000年犯罪被害者保護関連法に似ている。

14 従来、この「grov」という言葉は、基本となる犯罪類型があって、その加重類型につけられたものである。本条は、基本の類型がなく、いきなり加重犯が新設された。

康に対する罪)、第4章(自由と平穏に対する罪)、第6章(性犯罪)もしくは第12章(器物損壊罪)、接近禁止命令に関する法律(1988:688)第24条に基づく侵害行為を繰り返し行い、その者の完全性を侵害し、よって自尊心を著しく傷つけた場合には、重大な安全に対する侵害犯として6月以上6年以下の拘禁刑が科される。

婚姻している、又は婚姻していた、同棲している、又は同棲していた男性が女性に対し、繰り返し、第3章(生命と健康に対する罪)、第4章(自由と平穏に対する罪)、第6章(性犯罪)もしくは第12章(器物損壊罪)、接近禁止命令に関する法律(1988年法律第688号)第24条に基づく侵害行為を繰り返し行い、その者の完全性を侵害し、よって自尊心を著しく傷つけた場合には、重大な女性の安全に対する侵害犯として6月以上6年以下の拘禁刑が科される。

以下では、DV罪に関わる文書を2本概観することによって、DV罪の意義について見ていきたい。

## 2 報告書『女性の安全』<sup>15</sup>

### (1) 概要

上述したように、1993年に「女性に対する暴力委員会」が指名された。スウェーデンでは法改正等を議論する際に、まず〇〇年〇〇委員会といった形で専門委員会が指名され、政府報告書を作成、それが政府で審議され法案が出されるという流れが一般的である。本法では報告書が出された後、1998年/99年法案第55号「女性の安全」<sup>16</sup>が出されている。「女性に対する暴力委員会」は1994年3月に中間報告書『レイプや虐待を受けた女性のためのセンター<sup>17</sup>』を出している。この報告書を受け、ウプサラにあるウプサラ大学の一角にスウェーデン発の女性のためのワンストップセンターである「国立女性センター(Rikskvinnocentrum)」(現在の名称は「女性の安全のための国立センター

---

15 註12

16 Prop. 1997/98:55 Kvinnofrid.

17 SOU 1994:56 *Ett centrum för kvinnor som våldtagits och misshandlats : delbetänkande.*

(Nationellt centrum för kvinnofrid)」が作られることとなった<sup>18</sup>。

本報告書では、スウェーデンでは被害者支援強化が進んでいるが女性に対する暴力への対策にはまだまだ課題が多いことが述べられ、特に親密圏における男性から女性への暴力(DV)に焦点を当てている。スウェーデンの犯罪対策で非常に優れているのは、法改正だけでは問題が解決できないことへの理解が進んでいることがある。本報告書でも冒頭で「この報告書では、社会のいくつかの異なる分野に介入する施策を提案している。いくつかの分野で法改正を提案しているが、同時に、法律だけでは女性に対する暴力という社会問題を解決できないことにも留意している<sup>19</sup>。」と明記されている。

## (2) 公的犯罪統計への配慮の提案(第3章)

本報告書では、女性に対する暴力の大きさについての認識を高めるための施策が複数提案されている。その中で重要な提案の1つが公的犯罪統計における統計の示し方に関する提案である。認知件数については、特に第3章、第4章、第6章の犯罪、そして訪問禁止法(1988年法律第688号)について、被害者の年齢、国籍、加害者との関係等を記載することが提案された。結果、現在、スウェーデンでは、例えば本稿で紹介する刑法第4章第4条a第1項については(第2項は親密圏にある又はあった男性から女性への犯罪と限定されているので分類は必要ない)18歳未満の児童に対する犯罪か(うち女性に対する犯罪か男性に対する犯罪か)、18歳以上の女性に対する犯罪か(うち親密圏か親族か。ここでの親密圏はレズビアンカップル間の犯罪)、18歳以上の男性に対する犯罪か(うち親密圏か、親族か。ここでの親密圏は女性から男性への犯罪か、ゲイカップル間の犯罪か)と詳細に分類されて掲載されている。

日本では同様に公的犯罪統計を性別や加害者と被害者の関係で分類することは行われるようになってきている。しかし、二で見たように、認知件数段階では加害者との関係性までは掲載されない。現在は配偶者間暴力以外の多くの犯罪で

---

18 国立女性センターについては拙稿「スウェーデンにおける国による被害者対策と「女性に対する暴力」への対策」『被害者学研究』第22号(2012年)67頁-82頁参照ください。

19 SOU1995:60 *Kvinnofrid*. s13.

も被害者と被疑者の関係に記載があるが検挙件数からである<sup>20</sup>。

又、本章では女性に対する暴力についての調査を行うことが提案され、次に見る『殴られた女性<sup>21</sup>』が出された。この調査は、上述の日本の内閣府による「男女間における暴力に関する調査」同様、被害者側からの調査で、このような調査を行うことによって女性が受けている暴力と闘うためにどこに資源を投入すべきかがわかるとされた。

### (3) 社会の認識を変えるための政府による広報活動（第4章）

本報告書では、女性への暴力がもたらす社会問題を、一般の人々がより認識するために、政府がキャンペーンを行うことが提案された。例として、カナダ、スコットランド、イギリス、アメリカの一部の州において、当局が女性に対する暴力についての情報をテレビ等で配信し、市民に、女性に対する暴力の程度や理由について知らせたことを挙げている。

このキャンペーンの際に政府は「女性に対する暴力は犯罪です」と書かれたポスターを作成し、地下鉄構内、地下鉄車内、バス停等あらゆる場所をこのポスターで埋め尽くすということを行い、人々の関心を高めた。

スウェーデンはこの手法を好んで使っており、2018年の性犯罪規定改正の際にも使われた。この改正では、「暴行・脅迫」がなくても、自発的に参加した者ではない相手に性的な行為を行えばレイプとなるとされた。そのため、犯罪被害者庁<sup>22</sup>が、スウェーデンにおけるインフルエンサーとして俳優の Ellen Bergström、e スポーツの Emil “HeatoN” Christensen とミュージシャンの

---

20 日本の犯罪白書では昭和 59 年版犯罪白書から「犯罪被害者の救済」という節ができたが、犯罪被害者給付金に関する問題等であった。平成 11 年版犯罪白書の特集が「犯罪被害者と刑事司法」であり、以後、検挙件数に関して「被害者と被疑者の関係」という項目ができた。現在は「犯罪被害者」と言う章があり、その中に「被害者と被疑者の関係」の項目が含まれている。但し、日本のように 1960 年（昭和 35 年）から毎年犯罪白書が遅滞なく出版され、インターネットでも閲覧できるのは非常に稀であり、重要なデータである。

21 Eva Lundgren, Gun Heimer, Ann-Marie Kalliokoski, Jenny Westerstrand. *Slagen dam. Mäns våld mot kvinnor i jämställda Sverige: en omfattningsundersökning* (2001): Brottsoffermyndigheten, Uppsala universitet. (以下 *Slagen dam*)

22 犯罪被害者庁については註 18 拙稿（2012 年）を参照ください。

Oskar Linnros を起用し、「自由意思で」と書かれたポスターを作成し、街中を埋め尽くし、動画も配信、特設ページも立ち上げ、子ども向けの冊子も作成した。犯罪被害者庁によると18歳から25歳の若者の10人に7人 近くに情報が届いたとされる。ここで発信されたメッセージは「セックスは常に自発的なものであり、そうでなければ犯罪。」というものであった<sup>23</sup>。

#### (4) DV を受けた女性の子ども達への配慮 (15章)

本報告書の非常に優れた点として、DV 被害者女性の子どもの状況への配慮もなされている点が挙げられる。日本でも両親に DV がある場合の面会交流が問題となっている。

本報告書では、「女性に対する暴力委員会」の任務は、「女性に対する暴力を女性の視点から取り上げる」ことであり、その中には子ども視点も含まれると明記している。そして、問題点として、危機的状況にある女性は、受動的で自尊心が低く、子育てに対処することが困難であること、暴力に対する子どもの反応は、母親にも影響を与えることを挙げ、最悪の場合、息子は結局父親のパターンを採用し、劣化した女性観が世代から世代へと受け継がれていくと指摘している<sup>24</sup>。そして子どもの母親が子どもの父親から暴力を受けている場合には、子どもが父親と母親双方との良好な関係を維持するという原則は二の次になると述べられている。その理由は、家庭内で DV があることは、子どもの精神的な健康に非常に具体的なリスクをもたらすというものである。そこで、父親が家族の誰かに暴力を振るった場合、裁判所は父親に親権やアクセス権を与える際に制限的な態度を取るべきだという考えを示している。そして子どもの権利条約における「子どもの最善の利益」の考えは、この解釈を妨げないとしている<sup>25</sup>。

スウェーデンにおいては日本と異なり、離婚後も基本的に共同親権となっている。子どもは両親それぞれにアクセスできる権利をもち、一定期間ごとに両親の家を行き来することが一般的で、両親それぞれの家に部屋をもっているこ

---

23 <https://www.frivilligtsex.se/om-webbplatsen/>

24 SOU1995:60 *Kvinnofrid*. s363.

25 SOU1995:60 *Kvinnofrid*. s375.



とも多いし、再婚同士の両親のそれぞれも子どもが定期的に家に滞在することも一般的である。このような状況の国において、DVによる子どもへの被害を分析し、DV親の親権の制限が検討されていることは驚くべきことである。日本においてもDVが子どもに及ぼす被害の研究は存在するので、子どもの被害を調査等で分析し、本当に面会交流を進めることが子どもにとって良いのかを一層検討する必要があるだろう。

#### (5) DV 罪創設 (11 章)

本報告書では刑法改正に関する提案がいくつかなされ、その中の目玉の1つがDV罪の創設であった。本罪創設の前提には、DVという事象がもつ「暴力の常態化のプロセス (normaliseringsprocessen)」の影響と、繰り返し行われる侵害行為が被害女性に与える影響という知見がある。個々には比較的軽微な行為であっても、繰り返されることで被害者の完全性に対する実質的な侵害につながる可能性がある行為としてDVをとらえ(軽微な行為は「プロセスの一部」ととらえる)、その行為の「刑罰価値」を高めようという意図がある。スウェーデンにおいてはこの「刑罰価値」の高低が犯罪化や法定刑の軽重とかわりがある。また、本罪の刑罰スケール(刑罰の軽重)は刑法第6章第3条の重性的利用罪(当時)と同様であるとした<sup>26</sup>。これまでのスウェーデンの刑罰制度は、特定の行為に焦点を当てているが、DVは、継続的なプロセスの中で見なければ全体的な視点が失われてしまう恐れがあると指摘した。又、DVは現行法で刑事罰の対象となる行為ばかりではなく、電話や鍵等の共同所有物を隠したり、女性が友人や親戚に会うことを禁止したり、女性を軽蔑するような言葉をかけたりすることがあるとされた。これらのことは日本のDV被害の状況とももちろん全く同じである。さらに、親密な関係にある男性から暴力をふるわれる女性はその暴力を長い期間他人に打ち明けることができないことが多く、相手を警察に通報するという選択肢はないとも指摘している<sup>27</sup>。女性が男性に暴力をふるうケースはほとんどないが、被害者が加害者化し重大な暴力の

---

26 SOU1995:60 *Kvinnofrid*. s308.

27 SOU1995:60 *Kvinnofrid*. s300-s302.

加害者となってしまうことも指摘されており、この点もまさしく日本の状況と同じである。さらに被害者の加害者化の場合は正当防衛を主張できるがその主張が通ることはめったにないという点も日本と同様である<sup>28</sup>。

以上のことを前提に、本報告書ではDV罪の創設が提案された。この規定の目的はこれまでは刑事罰の対象とならなかった連続する事象を犯罪化することであった。加害者が暴力を振ったこと、暴力の脅威を与えたこと、被害者がその他の身体的・精神的な影響を受けたことが立証されなければならないが、それぞれの行為を発生した時間に基づいて詳細に記述する必要はないとし、侵害される法益は女性／被害者の誠実さを永続的に侵害し、自尊心を損なうことであるとした。

第1の目的は男性の暴力から女性を守ることであるが、女性が加害者となることもあるため、当該条文を2項に分けることが提案された<sup>29</sup>。本報告書で提案された条文案は下記の通りである。現行の条文とは大きく異なっていた。2項は母親や娘に対する暴力や、家族内暴力が想定されていた。

#### 第4章第4条 a

親しい関係にある、又はあった女性に暴行又は脅迫を行い、女性のその者の完全性を侵害し、よって自尊心を傷つける可能性のある身体的・心理的影響を与えた男性は、女性の安全の侵害罪1年以上6年以下の拘禁刑に処せられる。

男性が他の男性に対して第1項に記載された行為をした場合、又は女性が他の女性又は男性に対してそのような行為をした場合、安全の侵害犯として、前項と同様の刑に処される。

### 3 『殴られる女性』<sup>30</sup>

#### (1) 概要<sup>31</sup>

本書は『女性の安全』第3章で提案された女性に対する暴力についての調査

---

28 SOU1995:60 *Kvinnnofrid*. s302.DV と正当防衛については拙稿「正当防衛成立要件の再考」『法學（東北大学法学会）』第77巻第6号（2014年）215頁－235頁も参照ください。

29 SOU1995:60 *Kvinnnofrid*. s304-s305.

30 註21 *Slagen dam*.

31 *Slagen dam*. s5, s7, 11.

を行ったものである。政府は犯罪被害者庁に調査を依頼し、1998年にスウェーデン初の「女性に対する暴力」に関する大規模全国調査が実施され、約70%の女性が回答した。パイロット調査の後、当時約885万人の人口であるスウェーデンで10000人の女性に調査票が送付された。調査はスウェーデン統計局の協力の下に行われた。分析は犯罪被害者庁と国立女性センター(ウプサラ大学)のメンバーらによってなされ、2001年に出版された。スウェーデンではジェンダー平等が進んでいると信じられていただけに女性に対する暴力の研究は進んでおらず、暴力をジェンダーの視点で見ることが行われていなかった。

## (2) 結果の概要

本調査では、ほぼ2人に1人、46%の女性が、15歳の誕生日以降、男性から暴力を受けているということがわかった<sup>32</sup>。又、一般的に、認知件数は実際の犯罪の約25%と考えられているが、女性に対する暴力では暴力犯罪全体よりも暗数が多いと考えられた。被害者が警察に通報するかどうかに影響を与えるのは、「犯罪の重大性」「加害者との関係」「犯罪が行われた場所」の3つの要素であると考えられており、女性に対する暴力の多くは、共同生活の中でパートナーから受けていることが多いので、通報されていないと考えられた<sup>33</sup>。

DVは、第3者からは暴力である行為も、当事者である被害者女性にとっては自分が間違っているがゆえと考えてしまう。被害女性は加害男性の自分自身の暴力に関する解釈を、自分の失敗として受け入れてしまうと述べられている。そして、暴力は特殊な男性によって特殊な女性に対して行われるという(古い)ステレオタイプに縛られる。被害女性は自分のパートナーを「加害者」自分を「被害者」であるとは受け入れるには強い抵抗感をもつ。暴力の継続によって暴力の常態化のプロセスが強化され、この関係から抜け出さなければ正常な判断をすることはできなくなってしまう<sup>34</sup>。

28%の女性が、元夫や同棲相手から身体的な暴力を受けた経験があり<sup>35</sup>、

---

32 *Slagen dam.* s8.

33 *Slagen dam.* s14.

34 *Slagen dam.* s17.

35 *Slagen dam.* s23.

16%の女性が、元夫や同棲相手からの性的暴力を経験していた<sup>36</sup>。

### (3) 面前DV

前述の報告書同様、本調査でもDV家庭の子ども達についても質問を行っている点が非常に優れている。暴力的な元夫・同棲相手と子どもをもつ女性の半数以上が、子どもは男性が自分に暴力を振るうのを見聞きしたと答えており、子どもがいて、暴力的な現在の夫や同棲相手と暮らしている女性の約3人に1人が、子どもは男性が自分に暴力をふるうのを見聞きしたと回答した<sup>37</sup>。

本稿では、日本のDVに関する概要を概観し、同様状態を抱えていたスウェーデンがいかにしてDVを犯罪化してかの経緯の途中までを見た。次稿では、スウェーデンにおけるDV罪立法時の議論、委員会案から変化を概観し、立法後のデータ、判例等を見た上で、同様の問題を抱える日本におけるDV罪の創設について検討を行いたい。

---

36 *Slagen dam*. s24.

37 *Slagen dam*. s35.